

臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用者負担額が一部免除されます。

- ◎ 今般の新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した利用児童について、利用者負担額の一部が国の補助金により免除されます。
- ◎ 免除の対象となる利用者負担額は以下のとおりです。
- ◎ **免除額の計算方法や手続きについては、別添 2『各事業所における必要な手続きについて』をご覧ください。**

【免除の対象となる期間】

令和 2 年 3 月 2 日から春休みの前日まで^(※1)

(※1)臨時休校期間の開始日・終了日は各市町村・学校等により異なりますので、個別にご確認ください。

【免除の対象となるもの】

免除の対象となる期間中の放課後等デイサービスの利用であって、下記の①～④に該当するもの (※支給決定日数の範囲内)

- ① これまでに放課後等デイサービスを利用していなかった児童等が、臨時休校に伴い放課後等デイサービスの**新規支給決定を受けてサービス利用した場合**、その利用にかかる利用者負担額^(※2)
(※2) 詳細については、別添 2『各事業所において必要な手続きについて』をご参照ください。
- ② 以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休業に伴い、令和 2 年 3 月当初の利用予定日数よりも多くサービスを利用した場合、**増加した日数分**^(※3)にかかる利用者負担額
(※3) 詳細については、別添 2『各事業所における必要な手続きについて』をご参照ください。
- ③ 以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した**報酬の差額**^(※4)にかかる利用者負担額
(※4) 詳細については、別添 3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。
- ④ 以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、**営業開始前の時間**^(※5)における支援時間が、臨時休業に伴い増加した場合で延長支援加算を請求する場合、延長支援加算にかかる利用者負担額
(※5) 詳細については、別添 3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。

◎ **別添 2『各事業所における必要な手続きについて』及び別添 3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』を併せてご確認ください。**